	国 除 电	話 ソ	_	C	<i>X</i>	奖	新り	新 ソ	示人	0)	_	部	C)	X	正
[改正]							[現行]								
第1章~第8章 (略)							第1章~第8章 (略)								
料金表通則 (略)							料金表通則(略)								
第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。) 第1 通話料 1 適用 (略)							第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。) 第1 通話料 1 適用 (略)								
2 料金額 2-1 (略)							2 料金額 2-1 (略)								
2 - 2 国際ローミング機能に係るもの 2 - 2 - 1 通話モードに係るもの									Iーミング機能に係る 通話モードに係るも						
	料 金 種 別	料 1分までごとに次の料金額	金	額			料 金 種 別			1	分までごとに次の料金	料 金額	金	額	
国際通話料	通話先区分	(略)					国際		通話先区分		(略)				
話 料 	(略)					通話		(略)							
							料	船舶/航雪	<u>空機等</u>						650円
2-2-2 (略)							2-2-2 (略)								
第2表(略)							第2表(略)								
別表 取扱地域 1 通話モードに係るもの 表 (略) (注)船舶/航空機等に係る取扱地域については、国際ローミング機能に係るものを除きます。						別表 取扱地域 1 通話モードに係るもの 表 (略)									
2 (略)							2 (略))							
附 則 (令和4年1月17日経企第2679号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和4年1月24日から令和4年1月28日までの間において順次実施します。															

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとお

NH ++	
りとします。	
l l	
l l	
l l	
l l	
l l	
l l	
l l	